

令和7年4月24日

組合員の皆様

徳島県学校生活協同組合
理事長 野々村 拓也

有限会社オー・エイ・エス（学校生協指定店）の
自己破産について（第7報）

日頃は、当組合の事業及び活動にご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の指定店で、自家用車のエンジンオイル交換を提供していた「有限会社オー・エイ・エス」の自己破産について、最新の状況をお知らせします。

昨年1月12日に破産手続きが開始され、7月・10月・本年1月に続き、4月10日に4回目の財産状況報告等の集会が和歌山地裁で開かれました。そこで、これまで債務者（オー・エイ・エス）の財産を処分し貸付金等の回収をして金銭に換える換価業務を行ってきましたが、これ以上の回収がなく「債権者（組合員）に配当（補償）することができない」と判断されました。これを踏まえて、破産管財人から和歌山地裁へ破産手続きの廃止を申請し、4月18日付けで和歌山地裁がこれを認めました。

「オー・エイ・エス」をご利用いただいていた組合員の皆様にとっては、先払いしたオイルも残金も返ってこないという残念な結果となってしまいました。

つきましては、当組合としての今後の処理等について、5月に開催する理事会や6月の総代会で審議していただくことにします。その結果については、決定次第、皆様へお知らせいたします。皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「オー・エイ・エス」が事業を他に承継することはなく、「オー・エイ・エス」に代わるオイル交換の業者は見当たらないこともご承知おきください。